

定期監査結果報告書

令和 7 監査年度 第 2 回

(令和 8 年 4 月～令和 8 年 7 月執行分)

監査対象機関

○ 知事部局所管の各課・現地機関	80機関
・ 政策部 各課	5機関
・ 危機管理・報道局 各課	2機関
・ 危機管理・報道局 現地機関	1機関
・ 総務部 各課	7機関
・ 総務部 現地機関	4機関
・ 地域交流部 各課	6機関
・ 地域交流部 現地機関	1機関
・ 文化・観光局 各課	2機関
・ SSP推進局 各課	4機関
・ 県民環境部 各課	8機関
・ 県民環境部 現地機関	1機関
・ 健康福祉部 各課	8機関
・ 男女参画・こども局 各課	3機関
・ 産業労働部 各課	6機関
・ 産業労働部 現地機関	1機関
・ 農林水産部 各課	10機関
・ 県土整備部 各課	8機関
・ 山博・緑化フェア事務局	1機関
・ 出納局 各課	2機関
○ 教育委員会所管の各課	6機関
○ 公安委員会所管の警察本部	1機関
○ その他の委員会等所管の事務局	6機関
合 計	93機関

佐 賀 県 監 査 委 員

佐賀県議会議長	宮原 真一	様
佐賀県知事	山口 祥義	様
佐賀県教育委員会 教育長	甲斐 直美	様
佐賀県公安委員会 委員長	牛島 英人	様
佐賀県選挙管理委員会 委員長	大川 正二郎	様
佐賀県人事委員会 委員長	江崎 匡慶	様
佐賀県労働委員会 会長	福田 恵巳	様
佐賀県有明海区漁業調整委員会 会長	西久保 敏	様
松浦海区漁業調整委員会 会長	川寄 和正	様

佐賀県監査委員	久保山 善 生
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	坂 口 祐 樹

定期監査（令和7監査年度 第2回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項、及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出する。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	4
3 その他指摘事項・検討事項	5
4 監査対象機関ごとの監査結果	7
知事部局所管の各課・現地機関	
・政策部 各課	7
・危機管理・報道局 各課	9
・総務部 各課・現地機関	10
・地域交流部 各課・現地機関	13
・文化・観光局 各課	15
・SSP推進局 各課	16
・県民環境部 各課・現地機関	17
・健康福祉部 各課	19
・男女参画・こども局 各課	21
・産業労働部 各課・現地機関	22
・農林水産部 各課	24
・県土整備部 各課	26
・山博・緑化フェア事務局	28
・出納局 各課	29
教育委員会所管の各課	30
公安委員会所管の警察本部	32
その他の委員会等所管の事務局	32
用語の解説	34

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項、及び第4項の規定による定期監査を、佐賀県監査基準（最終改正令和7年12月17日佐賀県監査委員告示第3号）に準拠し実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和8年4月～令和8年7月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	80機関
・ 政策部	8機関
・ 総務部	11機関
・ 地域交流部	13機関
・ 県民環境部	9機関
・ 健康福祉部	11機関
・ 産業労働部	7機関
・ 農林水産部	10機関
・ 県土整備部	8機関
・ 山博・緑化フェア事務局	1機関
・ 出納局	2機関
教育委員会所管の各課	6機関
公安委員会所管の警察本部	1機関
その他の委員会等所管の事務局	6機関
合 計	93機関

（組織・所管は令和8年4月1日時点）

3 監査の着眼点

令和7年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 検査完了後の支出は遅延していないか
 - ③ 随意契約は適正か

- ④ 契約書の内容及び履行確認は適正か
- ⑤ 工事の執行管理は適正か
- ⑥ 財産、備品等の管理は適正に行われているか

(4) 補助金事務は適正に処理されているか

(5) 財産の盗難、亡失等はないか

- ① 亡失・損傷届は提出されているか
- ② 亡失・損傷届に損傷年月日、理由及び状況が記載されているか

(6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

4 監査委員の交代について

原	惣一郎	令和8年7月12日退任
久保山	善生	令和8年7月13日就任

用語の解説については、34 ページから 39 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、指導事項についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討事項の件数

※ただし指導事項は除く

(単位：件)

区 分	予 算	給与・ 旅 費	収 入	支 出	契 約	工事の 執 行	補助金	財 産	その他	計
重 要 な 指摘事項	1			3				1		5
そ の 他 指摘事項		2	13	19	4			4		42
検討事項								1		1
合 計	1	2	13	22	4			6		48

(参考)

区分別指摘事項及び検討事項の件数（令和7監査年度合計）

※ただし指導事項は除く

(単位：件)

区 分	予 算	給与・ 旅 費	収 入	支 出	契 約	工事の 執 行	補助金	財 産	その他	計
重 要 な 指摘事項	1			3				2		6
そ の 他 指摘事項		6	25	33	6	3		15	2	90
検討事項					1			1		2
合 計	1	6	25	36	7	3		18	2	98

注：「定期監査結果報告書 令和7監査年度 第1回（令和7年10月～令和8年2月執行分）」の
区分別指摘事項及び検討事項の件数との合計

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指 導 事 項 … 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【地域交流部】

- 支出負担行為で遅延しているものがあった。〔4年連続〕

(さが創生推進課)

事 項 名	佐賀県スマートアイランド推進事業補助金
交付決定年月日	令和7年6月6日
交 付 決 定 額	4,492,000 円
支 出 負 担 行 為	
す べ き 日	令和7年6月6日
支出負担行為月	令和7年8月

- 予算執行において、繰越手続がないものがあった。

(国際政策グループ)

令和6年度に発注し、令和7年度に納品があった物品購入について、予算の事故繰越しの手続きをしていなかった。

購 入 物 品	ノートパソコン1台、タブレット型パソコン1台他
購 入 金 額	485,650 円

【健康福祉部】

- 支出負担行為で遅延しているものがあった。

(社会福祉課)

事 項 名	佐賀県介護人材マッチング支援事業委託
契 約 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
契 約 金 額	17,730,000 円
支 出 負 担 行 為	
す べ き 日	令和7年4月1日
支出負担行為月	令和7年9月
ほか3件	

- 物品の管理で適正でないものがあった。

(薬務課)

麻薬取締員の携行する物品の管理に当たっては、取扱規程に基づき、貸出しの際に所定の様式による出納簿に記載する必要があるが、出納簿を作成しておらず、厳格な管理がなされていなかった。

【農林水産部】

- 支出負担行為で遅延しているものがあった。〔3年連続〕

(畜産課)

事 項 名	令和7年度家畜感染症検査における外部精度管理調査委託
契 約 年 月 日	令和7年4月28日
契 約 金 額	363,000 円
支 出 負 担 行 為	
す べ き 日	令和7年4月28日
支出負担行為月	令和7年8月

3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (指摘等なし)
- (2) 給与、旅費関係 (2件)
 - ① 時間外勤務手当で追給を要するもの
- (3) 収入関係 (13件)
 - ① 収入科目で誤っているもの
 - ② 領収証書の発行が適正でないもの
 - ③ 現金出納簿への記載が漏れているもの
 - ④ 収入未済があるもの
 - ⑤ 国庫負担金の受入れで遅延しているもの
 - ⑥ 領収証書の控えを破棄しているもの、また、未使用の領収証書を破棄しているもの
- (4) 支出関係 (19件)
 - ① 支出負担行為で遅延しているもの
 - ② 支払で遅延しているもの
 - ③ 検査完了後の支出で遅延しているもの
 - ④ 緊急用前渡資金の交付で領収書を徴していないもの
 - ⑤ 請求書の取扱いが適正でないもの
 - ⑥ 支出負担行為の財務経営システムへの入力が行われていないもの
- (5) 契約関係 (4件)
 - ① 予定価格の積算が適正でないもの
 - ② 代理店証明書の記載内容が取扱店一店を証するものとなっていないもの
 - ③ 見積書の提出がないもの
 - ④ 委託契約期間終了後の日付で増額変更契約を締結しているもの
- (6) 工事の執行関係 (指摘等なし)
- (7) 補助金関係 (指摘等なし)

(8) 財産関係 (5件)

- ① 財産管理の事務手続きで適正でないもの
- ② 物品を亡失しているもの
- ③ 物品の亡失・損傷届が遅れているもの
- ④ 物品の利活用で検討を要するもの

(9) その他 (指摘等なし)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の各課・現地機関

・政策部 各課

監査対象機関名	さが政策推進チーム
監査執行年月日	令和8年6月26日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 領収証書の控えを破棄しているものがあった。また、未使用の領収証書を破棄しているものがあった。 ② 財産台帳（工作物）について記載していないものがあった。 ③ 物品（ノート PC 用電源アダプタ）で亡失しているものがあった。

監査対象機関名	駐屯地調整室
監査執行年月日	令和8年6月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	統計分析課
監査執行年月日	令和8年7月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	秘書課
監査執行年月日	令和8年5月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	広報広聴課
監査執行年月日	令和8年7月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・危機管理・報道局 各課・現地機関

監査対象機関名	危機管理防災課（消防保安室）
監査執行年月日	令和8年7月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 負担金で収入すべきものを雑入で収入しているものがあった。 ② 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	報道課
監査執行年月日	令和8年6月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	防災航空センター
監査執行年月日	令和8年7月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・総務部 各課・現地機関

監査対象機関名	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）
監査執行年月日	令和8年6月26日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 国庫負担金の受入で遅延しているものがあつた。（2年連続）

監査対象機関名	人事課（人材育成・行政マネジメント室）
監査執行年月日	令和8年6月18日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 需用費の支払いが遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	財政課
監査執行年月日	令和8年7月17日
監査執行者	監査委員 久保山 善生 坂口 祐樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	税政課
監査執行年月日	令和8年7月21日
監査執行者	監査委員 久保山 善生
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	市町支援課
監査執行年月日	令和8年6月8日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	資産活用課
監査執行年月日	令和8年7月8日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	行政デジタル推進課
監査執行年月日	令和8年7月3日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（ノート PC 用電源アダプタ）で亡失しているもの、及び、亡失・損傷届の提出が遅延しているものがあった。

監査対象機関名	公文書館
監査執行年月日	令和8年6月26日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀県税事務所
監査執行年月日	令和8年5月14日及び15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 領収証書に消滅しやすい方法（消せるボールペン）で記入している箇所があった。また、書損した領収済通知書を処分しているものがあった。さらに、徴収金引継整理表で引継受領者印が漏れているものがあった。 ② 収入未済があった。（個人県民税ほか）

監査対象機関名	唐津県税事務所
監査執行年月日	令和8年6月23日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(個人県民税ほか)

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	令和8年5月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(個人県民税ほか)

・ 地域交流部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	さが創生推進課（移住支援室）
監査執行年月日	令和8年6月22日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。（4年連続） ② 緊急用前渡資金で他の職員へ交付した際に、交付を受けた者から領収書を徴していないものがあった。

監査対象機関名	国際政策グループ
監査執行年月日	令和8年7月16日
監査執行者	監査委員 久保山 善生
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 繰越手続を行っていないものがあった。

監査対象機関名	多文化共生さが推進課
監査執行年月日	令和8年6月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	空港課
監査執行年月日	令和8年5月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	交通政策課（地域交通システム室）
監査執行年月日	令和8年6月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	港湾課
監査執行年月日	令和8年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国際交流プラザ
監査執行年月日	令和8年6月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・文化・観光局 各課

監査対象機関名	文化課（文化財保護・活用室）
監査執行年月日	令和8年6月30日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	観光課
監査執行年月日	令和8年6月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 時間外勤務手当で追給を要するものがあった。

・ S S P 推進局 各課

監査対象機関名	SAGAスポーツピラミッド推進チーム
監査執行年月日	令和8年7月10日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 坂口 祐樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。 ② 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。(2年連続) ③ 随意契約に際し、見積書の提出がないものがあった。

監査対象機関名	アスリート育成支援チーム
監査執行年月日	令和8年6月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	スポーツムーブメントチーム
監査執行年月日	令和8年7月10日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	コンベンションチーム
監査執行年月日	令和8年6月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 領収証書を発行していないものがあった。 ② 支出負担行為で遅延しているものがあった。(2年連続)

・ 県民環境部 各課 ・ 現地機関

監査対象機関名	県民協働課
監査執行年月日	令和8年6月2日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	まなび課
監査執行年月日	令和8年6月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	人権・同和対策課
監査執行年月日	令和8年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	くらしの安全安心課（交通事故防止特別対策室）
監査執行年月日	令和8年6月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	脱炭素社会推進課
監査執行年月日	令和8年6月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	原子力安全対策課
監査執行年月日	令和8年6月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明海再生・環境課
監査執行年月日	令和8年6月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	循環型社会推進課
監査執行年月日	令和8年5月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消費生活センター
監査執行年月日	令和8年6月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉部 各課

監査対象機関名	健康福祉政策課（がん撲滅特別対策室）
監査執行年月日	令和8年6月30日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 現金出納簿への記載が漏れているものがあった。 ② 請求書の取扱いが適正でないものがあった。

監査対象機関名	医務課（医療人材政策室）
監査執行年月日	令和8年7月13日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	国民健康保険課
監査執行年月日	令和8年6月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	薬務課
監査執行年月日	令和8年6月19日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為の財務経営システムへの入力が行われていないものがあった。 ② 物品の管理で適正でないものがあった。

監査対象機関名	生活衛生課
監査執行年月日	令和8年6月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	社会福祉課
監査執行年月日	令和8年6月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	長寿社会課
監査執行年月日	令和8年6月10日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	障害福祉課（就労支援室）
監査執行年月日	令和8年6月26日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があつた。（心身障害者扶養共済年金給付費返納金ほか） ② 支出負担行為で遅延しているものがあつた。

・男女参画・こども局 各課

監査対象機関名	男女参画・女性の活躍推進課
監査執行年月日	令和8年6月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	こども未来課
監査執行年月日	令和8年7月16日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 報償費の支払いで過年度支出しているものがあった。（2年連続）

監査対象機関名	こども家庭課
監査執行年月日	令和8年7月16日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

・産業労働部 各課・現地機関

監査対象機関名	産業グリーン化推進グループ
監査執行年月日	令和8年6月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業政策課
監査執行年月日	令和8年6月26日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ものづくり産業課（コスメティック産業推進室）
監査執行年月日	令和8年6月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 財産台帳（無体財産権）について記載していないものがあつた。

監査対象機関名	企業立地課
監査執行年月日	令和8年6月16日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業人材課
監査執行年月日	令和8年6月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	流通・貿易課（伝統産業支援室）
監査執行年月日	令和8年6月4日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	東部工業用水道管理事務所
監査執行年月日	令和8年5月28日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也 坂口 祐樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（プリンター）の利活用で検討を要するものがあった。

・農林水産部 各課

監査対象機関名	農政企画課
監査執行年月日	令和8年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	生産者支援課
監査執行年月日	令和8年6月10日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（農業改良資金貸付金）

監査対象機関名	農業経営課
監査執行年月日	令和8年7月13日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	園芸農産課
監査執行年月日	令和8年6月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	畜産課
監査執行年月日	令和8年6月30日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。（3年連続）

監査対象機関名	農山村課
監査執行年月日	令和8年6月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農地整備課
監査執行年月日	令和8年6月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業課
監査執行年月日	令和8年6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	森林整備課
監査執行年月日	令和8年6月19日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	水産課
監査執行年月日	令和8年6月15日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 変更契約の締結を契約期間終了後に行っているものがあつた。

・ 県土整備部 各課

監査対象機関名	県土企画課
監査執行年月日	令和8年7月2日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 坂口 祐樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	建設・技術課
監査執行年月日	令和8年5月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	入札・検査センター
監査執行年月日	令和8年6月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	道路課（道路安全推進室）
監査執行年月日	令和8年7月16日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 坂口 祐樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	まちづくり課
監査執行年月日	令和8年7月2日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 時間外勤務手当で追給を要するものがあった。（2年連続） ② 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	下水道課
監査執行年月日	令和8年6月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	建築住宅課（施設整備室）
監査執行年月日	令和8年6月18日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	河川砂防課（城原川ダム等対策室）
監査執行年月日	令和8年6月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 山博・緑化フェア事務局

監査対象機関名	山博・緑化フェア事務局
監査執行年月日	令和8年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 出納局 各課

監査対象機関名	会計課
監査執行年月日	令和8年7月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	総務事務センター
監査執行年月日	令和8年6月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

教育委員会所管の各課

監査対象機関名	教育DX推進グループ
監査執行年月日	令和8年6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育総務課
監査執行年月日	令和8年7月14日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（佐賀県育英資金貸付金ほか）

監査対象機関名	教育振興課（特別支援教育室）
監査執行年月日	令和8年5月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教職員課
監査執行年月日	令和8年6月2日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 領収証書の合計金額、領収日、領収者の記載がないものがあった。

監査対象機関名	学校教育課（生徒支援室）（人権・同和教育室）
監査執行年月日	令和8年6月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 予定価格の積算が適正でないものがあった。

監査対象機関名	保健体育課
監査執行年月日	令和8年6月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

公安委員会所管の警察本部

監査対象機関名	警察本部
監査執行年月日	令和8年7月21日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 需用費の支払いが遅延しているものがあった。 ② 代理店証明書の記載内容が取扱店一店を証するものとなっていないものがあった。

その他の委員会等所管の事務局

監査対象機関名	議会事務局
監査執行年月日	令和8年7月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	選挙管理委員会事務局
監査執行年月日	令和8年6月8日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	人事委員会事務局
監査執行年月日	令和8年6月25日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	労働委員会事務局
監査執行年月日	令和8年6月25日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	海区漁業調整委員会事務局
監査執行年月日	令和8年6月15日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	監査委員事務局
監査執行年月日	令和8年6月25日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。 2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。 4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。
監査結果の報告	地方自治法 第 199 条 9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。
調 定	調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。 地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

	佐賀県財務規則 第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。 (1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。） (2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。） (3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）
支出負担行為	支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。 ① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為 ② 補助金の交付の決定行為 ③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 ④ 給与その他の給付の支出の決定行為 地方自治法 第 232 条 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。
需用費	地方公共団体の行政の執行に伴う物品の取得及び修理等に要する経費です。ここでいう物品の範囲は、一度の使用でその本来の効用を失うもの及び短期日に消耗しないが、その性質が長期使用に適しなく、備品の程度に至らないものです。

繰越手続	地方公共団体の予算は、会計年度独立の原則に基づき、各会計年度の歳出予算は当該年度内に執行することが原則とされています。しかし、事業の性質ややむを得ない事情により、年度内に事業を完了し支出を終えることができない場合、例外として当該年度の予算を翌年度に引き続き使用できるようにする手続を「予算の繰越手続」といいます。 繰越制度には、継続費の逡次繰越し、繰越明許費、事故繰越しの３種類があります。 (事故繰越し) 地方自治法 第 220 条 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものは、これを翌年度に繰り越して使用することができる。
資金前渡 (前渡資金)	資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。 地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。 17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの 佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費
緊急用前渡資金	佐賀県財務規則取扱要領 第 70 条関係 資金前渡 5 緊急用前渡資金の取扱い (1) 規則第 70 条第 2 項第 3 号に基づく緊急時の支払に備えて常時保有しておく資金(以下、「緊急用前

	渡資金」という。) は、突発的な出張用務の際の駐車料金等、通常の支払では対応できない場合に備えて資金前渡するものである。よって、緊急用前渡資金があることを前提に、事前の事務処理を怠るなどということがないよう注意すること。 (2) 緊急用前渡資金の対象は、次に掲げる経費に限定されていることに注意すること。 ア 報償費 イ 通行料、駐車料、渡船料及び入場料 ウ 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費 エ 即時現金支払いをしなければ契約し難い物品購入、運搬、借上げ、役務の提供、会食、物品の修理及び物品の処分に要する経費 オ 自動口座振替の方法により支払う経費（共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成 19 年佐賀県規則第 6 号）第 2 条に規定する共通費管理システムにより支出事務を処理する公共料金等に限る） (3) 緊急用前渡資金の交付は経費の費目ごとに、3 か月を超えない範囲で使用が見込まれる金額で、全体で 3 万円を上限とする。ただし、特別の事情により、会計管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。 (4) 緊急用前渡資金を前渡される者は、各所属の給与等の資金を前渡される者と同じの者とし、「共通経費等」用の預金口座において管理することを原則とするが、常時即時に支払う必要が認められる場合は手許保管することができるものであること。なお、資金の出納を現金出納簿に記帳し、他の職員へ交付する際は、現金出納簿の備考欄に交付を受けた者の記名を徴しておくこと。この場合、現金出納簿を電子計算機その他の機器を用いて作成したときは、領収書を徴し、現金出納簿と共に毎月編さんすること。
現金出納簿	諸収入金又は返納金を収納した者は、現金出納簿を備え、指定金融機関等に即日払込む場合を除き、出納の都度記入を要します。 佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領 第 129 条及び第 132 条関係

	2 現金の管理については、次の事項に注意すること。 (1) 退庁時等の収納分で取引店の営業が終り、翌日でなければ取引店に払い込まれない場合は、現金出納簿にその理由を記入のうえ、当該現金の保管責任者において確実に保管しておくこと。
財務経営システム	本県の財務経営システムは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。
報 償 費	役務の提供を受けたこと等による対価であり、謝礼又は報償的意味のものです。
財 産 台 帳	財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。 佐賀県公有財産規則 第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。 (1) 土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2 (2) 建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4 (3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6 (4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8 (5) 船舶及び航空機 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10 (6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12 (7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14 (8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16

備品出納・管理簿	備品出納・管理簿とは、備品の受入、払出、供与、保管について記録する帳簿です。
予 定 価 格	予定価格とは、適正な契約金額を定める基準となるものです。 佐賀県財務規則 第 105 条 収支等命令者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封書にし、開札又は競りを行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。
会 計 管 理 者	会計管理者とは、知事から命じられて、現金や有価証券、物品等の出納や保管などを行う者をいいます。 地方自治法 第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。 第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。 2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。 (1) 現金の出納及び保管を行うこと。 (2) 小切手を振り出すこと。 (3) 有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと。 (5) 現金及び財産の記録管理を行うこと。 (6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。 (7) 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

(注) 関係条文を一部抜粋

令和 7 年度 定期監査結果報告書

作成 佐賀県監査委員 （久保山 善生 荒木 敏也 角 貞樹 坂口 祐樹）

令和 8（2026）年 8 月 24 日

発行 佐賀県監査委員事務局

佐賀県佐賀市城内一丁目 6－5 佐賀県庁南館

0 9 5 2－2 5－7 2 4 3

kansai@pref.saga.lg.jp

<https://www.pref.saga.lg.jp/list02287.html>